

(別紙様式4)

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
* 木地挽中継所及び大野送信所敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	北斗市会計管理者		会計法第29条の3第4項 行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるもの	1440000	1440000	100.00	0	
* 網走ディファレンシャルGPS局敷地借上	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	網走市会計管理者		会計法第29条の3第4項 行政の目的を達成するために不可欠な特定の土地について当該土地を提供することが可能な者から提供をうけるもの	3684824	3684824	100.00	0	
* ナビゲーション・データベース及びデジタルマップ更新3件(THALES社製)	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	タレスジャパン株式会社		会計法第29条の3第4項 海上保安庁の航空機に設置されている機器等にかかるデータ更新作業であり、現状、当該メーカーのみが国内代理店の指定をされている可能性が高いため	10530000	9940320	94.40	0	公募
* ナビゲーション・データベース更新7件 (UNIVERSAL AVIONICS社製)	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	マイナミ空港サービス株式会社		会計法第29条の3第4項 海上保安庁の航空機に設置されている機器等にかかるデータ更新作業であり、現状、当該メーカーのみが国内代理店の指定をされている可能性が高いため	8274798	7880760	95.24	0	公募
* 電子複写機保守(富士ゼロックス(株)製)9台	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	富士ゼロックス北海道株式会社		会計法第29条の3第4項 各事務所に使用されている富士ゼロックス製電子複写機の保守業務であり、他の事業者の参入の可能性が低く、競争に付する性質ではないため	4955016	4586336	92.56	0	公募
* 電子複写機保守((株)リコー製)30台	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	リコージャパン株式会社		会計法第29条の3第4項 各事務所に使用されているリコー製電子複写機の保守業務であり、他の事業者の参入の可能性が低く、競争に付する性質ではないため	5832122	5678541	97.37	0	公募
* AIS情報管理装置保守委託	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	(株)沖電気カスタムアドテック		会計法第29条の3第4項 海上保安庁で使用するAIS情報管理装置の保守業務であり、開発メーカーから保守点検及び修理業務を委託された者との契約しできないため	2310249	2268000	98.17	0	公募
* 一般廃棄物収集運搬処理(函館)	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/4/2	はこだて清掃株式会社		会計法第29条の3第4項 廃棄物収集運搬処理に関して、函館市にて指定された者から調達をしなければならないため	1976400	1911600	96.72	0	公募
* 巡視船くなしり臨時修理(右舷主機関整備)	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 岩崎 俊一 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/7/10	新潟原動機株式会社		会計法第29条の3第4項 新潟県沖の海域に派遣中の根室海上保安部所属巡視船くなしりは、7月3日右舷主機過給機圧力低下警報等が発生し、排気管付近から多量の黒煙が出るなど、過給機の損傷により同右舷主機関の運転ができない状況であり、同船は7月22日に新潟を出港し、定係地である根室での業務が控えており、このままでは業務に支障が生じるため、早急に派遣先の現地において修理復旧させる必要があるため	3362277	3294000	97.97	0	緊急
* A重油買入(そらち)	支出負担行為担当官 第一管区海上保安本部長 新田 慎二 第一管区海上保安本部 北海道小樽市港町5-2	2018/9/25	ジャパンマリンユナイテッド株式会社 横浜事業所 鶴見工場		会計法第29条の3第4項 新造船引渡前に試運転等で使用した燃料の残油(船内に保管中)の買入であり、契約相手が限定され競争を許さないため	4635338	4635338	100.00	0	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。